公　告

諸　事　項

破産手続廃止

平成２８年（フ）第７８４号
千葉県船橋市駿河台１丁目33番15号ビッグストーン109号
破産者　株式会社創新
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１６８号
千葉県船橋市飯山満町３丁目109番地13　コンフォート・パレス薬園台402号
破産者　井生　　貢
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３４３号
千葉県市原市青柳２丁目11番地10　第２森ハイツ103
破産者　大野　和夫
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４６１号
千葉県船橋市藤原１丁目30番２棟512号
破産者　植村　道弘
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４９９号
千葉市若葉区若松町442番地２　ビューパレー都賀407号
破産者　柳沢　精吾
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２７号
千葉県習志野市実籾１丁目２番12号メディカルセンタービル４階、商業登記簿上の本店所在地千葉県習志野市実籾１丁目２番12号
破産者　株式会社エイトス
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４５０号
千葉県市川市塩浜４丁目２番43棟606号　（ハイタウン塩浜）
破産者　田谷　浩一
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５１４号
和歌山県紀の川市神通字稲尾207－２、商業登記簿上の本店所在地大阪府泉佐野市大木2240番地の１
破産者　大木砕石株式会社
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２８２号
（最後の住所）兵庫県揖保郡太子町立岡307－１　華みどり太子206、住民票上の住所兵庫県姫路市青山北３丁目29番５号
破産者　亡米田進相続財産
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２９１号
東京都国分寺市西元町２丁目15番７号武蔵野ハイツ202
破産者　加藤　惠子
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４４２号
東京都八王子市別所１丁目26番地11フランガーデン204号
破産者　奥崎　裕司
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４８２号
東京都あきる野市五日市1100番地１
破産者　水谷美津江
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３６号
福井県勝山市本町２丁目13番９号
破産者　有限会社小寺眞吉商店
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７８号
福井市大和田１丁目101番地
破産者　株式会社天桜
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９２号
福井市田原２丁目１番５号
破産者　西川建設有限会社
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３号
長野県佐久市佐久平駅南15番地３
破産者　株式会社金の舟
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第２２０号
名古屋市西区玉池町169番地
破産者　有限会社オリエントサービス
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３９４号
大分県別府市船小路町２番29号　岩田材木ビル205号
破産者　足立　浩二
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第９１号
東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎565
破産者　株式会社ピットスタッフ
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９２号
東京都武蔵村山市三ツ藤１丁目74番地の１
破産者　大川　浩司
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部